

身体・知的障害者相談支援部会 実績報告

(令和3年12月末現在)

1 開催回数

令和3年度 3回開催(予定含む)

【第1回】令和3年6月23日

- ・令和3年度相談支援専門員研修会の予定
- ・基幹相談支援センター設置に向けた検討経過まとめ

【第2回】令和3年12月7日

- ・葛飾区における基幹相談支援センター設置について
- ・地域生活支援部会の報告

【第3回】令和4年3月8日(予定)

- ・基幹相談支援センターにおける業務の整理
- ・身体・知的障害者相談支援部会における今後の取組

2 部会員の構成

区職員14人、障害者施設法人代表者23人

6頁「身体・知的障害者相談支援部会員一覧」のとおり

3 報告事項

(1) 相談支援事業における事業所の現状報告

○相談支援事業所数：37事業所

特定相談支援事業所・障害児相談支援事業所両方指定あり：15事業所

特定相談支援事業所のみ：22事業所

○相談支援専門員数80人 うち区立：12人

主任相談支援専門員：2人

○指定障害種別

複数の障害種別の指定を受けている事業所：17か所

単独の障害種別の指定を受けている事業所：20か所

(2) 相談支援専門員研修会の開催報告

(ア) 対象事業所数：37事業所

(イ) 開催回数：5回

(ウ) 参加人数：延べ198人

(エ) 主な内容

- ・福祉用具や住宅改修利用の説明
- ・施設入所についての説明
- ・リモートでの施設見学
- ・主任相談支援専門員研修会の報告と質疑回答
- ・児童通所施設における支援の紹介

(3) 基幹相談支援センター設置に向けた検討の報告

令和5年度の設置に向け、身体・知的障害者相談支援部会第1回・第2回において方向性を検討・報告した。今後はより具体的に進めていくため、当センターが担う業務について整理・検討を行っていく。

(4) 地域生活支援部会の報告

地域生活支援部会で検討されている緊急時の受け入れ・対応について、基幹相談支援センターや相談支援と関連する部分があるため情報共有を行った。

課題と今後の方向性

1 課題

(1) 基幹相談支援センター設置について

令和3年度からの第6期葛飾区障害福祉計画において、基幹相談支援センターを令和5年度中に設置することとしている。今年度は身体・知的障害者相談支援部会での検討及び検討チームによる他自治体の設置状況の確認・見学を行い、葛飾区らしいあり方を検討している。

現在、障害福祉課相談係では、障害のある方や事業所からの相談、指定特定相談・指定障害児相談、相談支援専門員研修会の企画・運営等を行っている。また、援護係では、訓練・就労や施設・グループホーム入所の相談、福祉用具の支給等を行っている。しかしながら、区職員は異動があり、安定した人材確保が課題となっており、今後は基幹相談支援センター設置に向け、区が担う業務と委託する業務とを整理し、職員体制や委託先業者の選定などを進めていく必要がある。また、重複障害のある方や医療的ケア者への総合的なコーディネートを行うため、保健師など専門職との連携が必須であり、連携方法の検討も必要である。

(2) 相談支援専門員の確保

葛飾区の相談支援専門員の総数は37事業所80人で、平均人員は2.1人と少ない。さらに、兼務者が多く、研修受講のみ又は登録のみで実務を行っていない方もいる。資格についても更新のため5年ごとに現任研修を受ける必要があり、職場の異動等で資格が失効することもある。今後の特定・障害児相談及びモニタリングの充実を図るためにも相談支援専門員の増員が急務である。

(3) 相談支援事業所運営費等助成事業について

障害者が必要なサービスをより安心して利用することができるよう、サービス等利用計画の作成を促進するため、相談支援事業所運営費等助成事業を行っている。

本事業利用による相談支援員の増員のため、様々な機会を捉え周知を行う必要がある。

(4) コロナ禍における相談支援専門員研修会の開催について

新型コロナウイルス感染症の感染予防に努めながら、リモート受講なども取り入れながら実施している。本研修会の目的の一つでもある、顔の見える関係づくりが難しく、相互の発信ができないことが課題であり、今後の開催方法は引き続き検討が必要である。

2 今後の方向性

(1) 基幹相談支援センター設置に向けて

今後、障害のある方の多様な相談に適切に対応していくため、総合的なコーディネートができる窓口として、地域の相談支援の拠点となる基幹相談支援センターの設置に向け検討していく。さらに、地域の相談支援を担う事業所との連携を図り、相談支援体制を強化していく。

(2) 相談支援事業所運営費等助成事業の継続及び相談支援専門員の確保

相談支援事業所運営費等助成事業を改正したことで、本事業の利用がしやすくなっている。今後も、相談支援の拡大のため相談支援事業所運営費等助成事業を推進していく。

また、東京都の初任者研修、現任研修等の周知を行い、相談支援専門員の継続及び増員を図っていく。

(3) 相談支援専門員研修会の今後の取組

本研修会が相談支援専門員の情報共有の場であり、関係性づくりの場となっている。困難ケースの対応について事例検討や意見交換をすることで相談支援の質の向上が図られ、利用者一人一人のよりよい生活につながることもなるため、新型コロナウイルス感染症による社会情勢を考慮しながら今後も継続していく。

令和3年度 相談支援専門員研修会(サロン)実績報告

テーマ「地域で暮らす」

	開催日	会場	小テーマ	内 容	参加人数
第1回	5月26日 水曜日	LIVE配信 (ZOOM) 事務局:葛飾区役所 706会議室	障害サービスについて学ぼう! パート①	補装具、日常生活用具、住宅改修について、事前にいただいた質問をもとにした事例への対応を援護係に回答してもらった。	30名
第2回	6月16日 水曜日	LIVE配信 (ZOOM) 事務局:葛飾区役所 706会議室	障害サービスについて学ぼう! パート②	短期入所、グループホーム、施設入所について、事前にいただいた質問をもとにした事例への対応を援護係に回答してもらった。	52名
第3回	7月14日 水曜日	LIVE配信 (ZOOM)	ZOOMで 施設見学	しょうぶエバンズ・高砂発達支援センター・スプラウト柴又の3か所の施設をオンラインで紹介していただいた。事前にいただいた質問についても回答してもらった。	53名
第4回	9月22日 水曜日	LIVE配信 (ZOOM) 事務局:ウィメンズ パル洋室A	先輩から新人相談支援専門員に向けて	前半に主任相談支援専門員研修会の報告をしていただいた。後半には事前にいただいた皆さんの日頃の悩みについて、先輩相談支援専門員にアドバイスしてもらった。	31名
第5回	11月18日 木曜日	LIVE配信 (ZOOM) 事務局:ウィメンズパ ル洋室A	乳幼児期	地域で暮らすをテーマにそれぞれの年代ごとに必要な支援は何かを学ぶ。乳幼児期では幼児グループの紹介や事前にいただいた質問への回答、事例の紹介を行った。	32名
第6回	1月20日 木曜日	ウィメンズパ ル洋室A	学齢期	<div style="border: 2px solid black; border-radius: 20px; padding: 10px; text-align: center;"> 新型コロナウイルス感染症の感染状況に考慮しながら開催を検討し、実施する予定です。 </div>	
第7回	2月17日 木曜日	ウィメンズパ ル洋室A	成年期		

令和3年度 身体・知的障害者相談支援部会員一覧

No.	役職等	所属法人等
1	部会長	葛飾区 福祉部 障害援護担当課長
2	副部会長	葛飾区 福祉部 障害福祉課長
3		葛飾区 福祉部 障害者施設課長
4		葛飾区 健康部 保健予防課長
5		葛飾区 子育て支援部 子ども家庭支援課長
6	指定特定相談支援事業所代表者	社会福祉法人 かがやけ福祉会
7	指定特定相談支援事業所代表者	社会福祉法人 手をつなぐ福祉会
8	指定特定相談支援事業所代表者	社会福祉法人 東京都手をつなぐ育成会
9	指定特定相談支援事業所代表者	社会福祉法人 武蔵野会
10	指定特定相談支援事業所代表者	社会福祉法人 原町成年寮
11	指定特定相談支援事業所代表者	特定非営利活動法人 未来空間ぼむぼむ
12	指定特定相談支援事業所代表者	社会福祉法人 東京コロニー
13	指定特定相談支援事業所代表者	特定非営利活動法人 むう
14	指定特定相談支援事業所代表者	株式会社 フタバ介護サービス
15	指定特定相談支援事業所代表者	社会福祉法人 章佑会
16	指定特定相談支援事業所代表者	特定非営利活動法人 おおぞら会
17	指定特定相談支援事業所代表者	特定非営利活動法人 SIEN
18	指定障害児相談支援事業所代表者	社会福祉法人 のゆり会
19	指定障害児相談支援事業所代表者	特定非営利活動法人 葛飾幼児グループ
20	指定障害児相談支援事業所代表者	特定非営利活動法人 風の子会
21	指定特定相談支援事業所代表者	OTAメディカル 株式会社
22	指定障害児相談支援事業所代表者	日本福祉研究所 株式会社
23	指定特定相談支援事業所代表者	合同会社 みやざきケアプランニング
24	指定特定相談支援事業所代表者	特定非営利活動法人 にじいろ
25	指定特定相談支援事業所代表者	有限会社 ケアシス
26	指定特定相談支援事業所代表者	社会福祉法人 アムネかつしか
27	指定障害児相談支援事業所代表者	社会福祉法人 常盤会
28	指定特定相談支援事業所代表者	合同会社 なないろ
29		葛飾区 福祉部 障害福祉課 審査係長
30		葛飾区 福祉部 障害福祉課 援護係長
31		葛飾区 福祉部 障害福祉課 障害福祉担当係長
32		葛飾区 福祉部 障害福祉課 相談係長
33		葛飾区 福祉部 障害者施設課 地域活動支援係長
34		葛飾区 福祉部 障害者施設課 通所施設係長
35		葛飾区 福祉部 障害者施設課 発達支援第一係長
36		葛飾区 健康部 保健予防課 保健予防係長
37		葛飾区 子育て支援部 子ども家庭支援課 発達相談係長

身体・知的障害者相談支援部会設置要領

平成26年4月6日

26葛福障第27号

福祉部長決裁

(設置)

第1条 葛飾区障害者施策推進協議会設置要綱(平成19年3月30日付18葛福障第931号区長決裁。以下「要綱」という。)第7条の規定に基づき、身体・知的障害者相談支援部会(以下「部会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 部会は、要綱第2条第1項第2号及び第3号に係る次の事項を所掌する。

- (1) 計画相談支援及び障害児相談支援(以下「相談支援」という。)に関する事。
- (2) 指定相談支援事業所との連絡・調整に関する事。
- (3) 困難事例の相談支援に関する事。
- (4) その他相談支援を実施する上で必要な事項

(構成)

第3条 部会は、別表に掲げる者(以下「部会員」という。)をもって構成する。

(会長等)

第4条 部会に部会長及び副部会長を置く。

- 2 部会長は、障害援護担当課長とする。
- 3 部会長は、部会を代表し、会務を総括する。
- 4 副部会長は、障害福祉課長とする。
- 5 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(招集)

第5条 部会は、部会長が招集する。

- 2 部会長は、会議の内容に応じて、部会員の中から必要な者に限定して招集することができる。

(部会員以外の者の出席等)

第6条 部会長は、必要があると認めるときは、部会員以外の者を会議に出席させ、意見を聴き、又は部会員以外の者から資料の提出を求めることができる。

(分科会)

第7条 部会長は、第2条の所掌事項のうち、専門的な事項を協議するために分科会を設置することができる。

(報告)

第8条 部会長は、葛飾区障害者施策推進協議会（以下「協議会」という。）会長に対し、部会における作業等の内容を報告するとともに、協議会において部会の実績を報告する。

(庶務)

第9条 部会の庶務は、障害福祉課相談係が行う。

(委任)

第10条 この要領に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項及び分科会の運営に関し必要な事項は、部会長が別に定める。

付 則

この要領は、平成26年4月6日から施行する。

付 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

付 則

この要領は、平成29年4月11日から施行する。

付 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

付 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

付 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

福祉部障害援護担当課長	部会長
福祉部障害福祉課長	副部会長
〃 障害福祉課審査係長	
〃 障害福祉課援護係長	
〃 障害福祉課障害福祉担当係長	
〃 障害福祉課相談係長	
福祉部障害者施設課長	
〃 障害者施設課地域活動支援係長	
〃 障害者施設課通所施設係長	
〃 障害者施設課発達支援第一係長	
健康部保健予防課長	
〃 保健予防課保健予防係長	
子育て支援部子ども家庭支援課長	
〃 子ども家庭支援課発達相談係長	
区内指定特定相談支援事業所代表者（各法人から1名）	
区内指定障害児相談支援事業所代表者（各法人から1名）	